

○内閣府令第 号  
財務省  
経済産業省

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 齋藤 健

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 出 総	送 出 届
<p>別紙様式第 1 号 (第81条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)</p> <p>中間業務報告書</p> <p>第 期中 ( 年 月 日から 年 月 日まで )</p> <p>株式会社 商工組合中央金庫</p> <p>殿</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 株式会社 商工組合中央金庫 代表取締役 氏 名</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産 の状況を次のとおり報告します。</p> <p>目次</p> <p>[第 1 ～第 7 略] (記載上の注意) [ 1 ～ 5 略]</p> <p>6 商工組合中央金庫が上場会社等 (金融商品取引法第24条の 5第 1 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報 告書 (同項に規定する半期報告書をいう。 ) を提出しなけれ ばならない会社 (同項ただし書の規定により当該半期報告書 を提出する会社を含む。 ) をいう。 ) である場合にあつて は、この様式中、第 2 中間貸借対照表、第 3 中間損益計 算書、第 4 中間株主資本等変動計算書、第 5 中間キャッ</p>	<p>別紙様式第 1 号 (第81条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)</p> <p>中間業務報告書</p> <p>第 期中 ( 年 月 日から 年 月 日まで )</p> <p>株式会社 商工組合中央金庫</p> <p>殿</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 株式会社 商工組合中央金庫 代表取締役 氏 名</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産 の状況を次のとおり報告します。</p> <p>目次</p> <p>[第 1 ～第 7 同左] (記載上の注意) [ 1 ～ 5 同左]</p> <p>6 商工組合中央金庫が上場会社等 (金融商品取引法第24条の 4の 7 第 1 項の規定により四半期報告書 (同項に規定する四 半期報告書をいう。以下 6 において同じ。 ) を提出しなけれ ばならない会社 (同条第 2 項の規定により四半期報告書を提 出する会社を含む。 ) をいう。 ) である場合にあつては、こ の様式中、第 2 中間貸借対照表、第 3 中間損益計算書、 第 4 中間株主資本等変動計算書、第 5 中間キャッシュ・</p>

シュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

7 [略]

第1 第 期中 ( 年 月 日から ) 中間事業概況書

[1～5 略]

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～5. 略]

6. 遡及適用 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。) 、中間財務諸表の組替え (同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。) 又は修正再表示 (同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。) により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

[略]

フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

7 [同左]

第1 第 期中 ( 年 月 日から ) 中間事業概況書

[1～5 同左]

6 [同左]

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～5. 同左]

6. 遡及適用 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。) 、中間財務諸表の組替え (同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。) 又は修正再表示 (同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。) により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

[資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率]

[同左]

<p>〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>第2 第 期中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表 〔表略〕</p>	<p>（記載上の注意）</p>
<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p>	<p>〔(1)・(2) 略〕</p>
<p>(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定</u>に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）</p>	<p>〔(4)・(5) 略〕</p>
<p>(6) 持分法損益等に関する<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条</u>に規定する事項</p>	<p>(7) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条</u>（ただし、<u>同条</u>において準用する<u>同令</u>第8条の7第4項を除く。）に規定する有価証券に関する事項</p>
<p>〔(8)～(14) 略〕</p>	

<p>〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕</p>	<p>〔同左〕</p>
<p>第2 第 期中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表 〔同左〕</p>	<p>（記載上の注意）</p>
<p>1 〔同左〕</p>	<p>〔(1)・(2) 同左〕</p>
<p>(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（<u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第5条の2の5までの規定</u>に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）</p>	<p>〔(4)・(5) 同左〕</p>
<p>(6) 持分法損益等に関する<u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7</u>に規定する事項</p>	<p>(7) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4</u>（ただし、<u>同条</u>において準用する<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第8条の7第4項を除く。）に規定する有価証券に関する事項</p>
<p>〔(8)～(14) 同左〕</p>	

<p>(15) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条</u>に規定するストック・オプションに関する事項</p> <p>(16) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条</u>に規定する企業結合に関する事項</p> <p>(17) <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条</u>に規定する事業分離に関する事項</p> <p>〔18〕・〔19〕 略]</p> <p>〔2～4 略]</p> <p>第3 [略]</p>	<p>(15) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の8及び第5条の9</u>に規定するストック・オプションに関する事項</p> <p>(16) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3</u>に規定する企業結合に関する事項</p> <p>(17) <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17</u>に規定する事業分離に関する事項</p> <p>〔18〕・〔19〕 同左]</p> <p>〔2～4 同左]</p> <p>第3 [同左]</p>
<p>第4 第 期中 ( 年 月 日から ) 中間株主資本等変動計算書</p> <p>〔表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>〔1～6 略]</p> <p>7 <u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第316条から第319条まで</u>の規定に従い注記すること。</p> <p>8 [略]</p> <p>[第5～第7 略]</p>	<p>第4 第 期中 ( 年 月 日から ) 中間株主資本等変動計算書</p> <p>〔同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>〔1～6 同左]</p> <p>7 <u>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条まで</u>の規定に従い注記すること。</p> <p>8 [同左]</p> <p>[第5～第7 同左]</p>

別紙様式第3号 (第81条第3項関係)

別紙様式第3号 (第81条第3項関係)

(日本産業規格 A 4)

中間連結業務報告書  
( 年 月 日から )  
年 月 日まで  
株式会社 商工組合中央金庫

殿 年 月 日

住所  
株式会社 商工組合中央金庫  
代表取締役 氏 名  
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産  
の状況を次のとおり報告します。

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

5 商工組合中央金庫が上場会社等 (金融商品取引法第24条の  
5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報  
告書 (同項に規定する半期報告書をいう。)を提出しなけれ  
ばならない会社 (同項ただし書の規定により当該半期報告書  
を提出する会社を含む。)をいう。)である場合にあつて  
は、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計  
算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッ  
シュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められ  
る中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

(日本産業規格 A 4)

中間連結業務報告書  
( 年 月 日から )  
年 月 日まで  
株式会社 商工組合中央金庫

殿 年 月 日

住所  
株式会社 商工組合中央金庫  
代表取締役 氏 名  
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産  
の状況を次のとおり報告します。

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

5 商工組合中央金庫が上場会社等 (金融商品取引法第24条の  
4の7第1項の規定により四半期報告書 (同項に規定する四  
半期報告書をいう。以下5において同じ。)を提出しなけれ  
ばならない会社 (同条第2項の規定により四半期報告書を提  
出する会社を含む。)をいう。)である場合にあつては、こ  
の様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、  
第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・  
フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間  
財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

6 [略]

第1 ( 年 月 日から ) 中間事業概況書  
年 月 日まで

[1・2 略]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～ 5. 略]

6. 遡及適用 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和51年大蔵省令第28号) 第2条第43号に規定する規則 (昭和51年大蔵省令第28号) 第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間連結財務諸表の組替え (同条第44号の2に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。) 又は修正再表示 (同条第45号に規定する修正再表示をいう。 以下この様式において同じ。) により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

[資本バットフラー比率のうちカウンター・シクリカル・バットフラー比率]

[略]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[略]

6 [同左]

第1 ( 年 月 日から ) 中間事業概況書  
年 月 日まで

[1・2 同左]

3 [同左]

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～ 5. 同左]

6. 遡及適用 (中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (平成11年大蔵省令第24号) 第2条第40号に規定する遡及適用をいう。 以下この様式において同じ。)、中間連結財務諸表の組替え (同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。) 又は修正再表示 (同条第42号に規定する修正再表示をいう。 以下この様式において同じ。) により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

[資本バットフラー比率のうちカウンター・シクリカル・バットフラー比率]

[同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[同左]

第2 中間連結財務諸表

- 1 [略]
- 2 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表  
[表略]

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[1]・(2) 略]

- (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から第204条までの規定)に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

[4]・(5) 略]

- (6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項

[7]~(12) 略]

- (13) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項

- (14) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第

第2 中間連結財務諸表

- 1 [同左]
- 2 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表  
[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]

[1]・(2) 同左]

- (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の2から第11条の7までの規定)に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

[4]・(5) 同左]

- (6) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条に規定する有価証券に関する事項

[7]~(12) 同左]

- (13) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に規定するストック・オプションに関する事項

- (14) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規



214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項

(15) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項

[(16)・(17) 略]

[2～5 略]

3 [略]

4 ( 年 月 日から 年 月 日まで ) 中間連結株主資本等変動計算書

[表略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

6 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。

7 [略]

5 [略]

別紙様式第5号(第82条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告  
年 月 日

住 所  
株式会社 商工組合中央金庫  
代表取締役又は代表執行役 氏 名

則第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関する事項

(15) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の8、第17条の9及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項

[(16)・(17) 同左]

[2～5 同左]

3 [同左]

4 ( 年 月 日から 年 月 日まで ) 中間連結株主資本等変動計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

6 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。

7 [同左]

5 [同左]

別紙様式第5号(第82条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告  
年 月 日

住 所  
株式会社 商工組合中央金庫  
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[略]

中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)

[表略]

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[1]・(2) 略]

- (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定)に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。) ]

[4]・(5) 略]

- (6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項
- (7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条 (ただし、同条において準用する同令第8条の7第4項を除く。) に規定する有価証券に関する事項

[8]～(15) 略]

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]

[1]・(2) 同左]

- (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第5条の2の5までの規定)に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。) ]

[4]・(5) 同左]

- (6) 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する事項
- (7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 (ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。) に規定する有価証券に関する事項

[8]～(15) 同左]

(16) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項

(17) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項

(18) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

[19]・[20] 略]

[2～4 略]

中間損益計算書 ( 年 月 日から )  
年 月 日まで )

[略]

第2 [略]

別紙様式第7号 (第82条第2項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告  
年 月 日

住 所  
株式会社 商工組合中央金庫  
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1～3 略]

(16) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の8及び第5条の9に規定するストック・オプションに関する事項

(17) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3に規定する企業結合に関する事項

(18) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項

[19]・[20] 同左]

[2～4 同左]

中間損益計算書 ( 年 月 日から )  
年 月 日まで )

[同左]

第2 [同左]

別紙様式第7号 (第82条第2項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告  
年 月 日

住 所  
株式会社 商工組合中央金庫  
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1～3 同左]

中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)

[表略]

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[1]・[2] 略]

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

[4]・[5] 略]

(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項

[7]～[13] 略]

(14) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項

(15) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第

中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]

[1]・[2] 同左]

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項 (中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の2から第11条の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

[4]・[5] 同左]

(6) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条に規定する有価証券に関する事項

[7]～[13] 同左]

(14) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に規定するストック・オプションに関する事項

(15) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の

<p>253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項</p> <p>(6) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項</u>        [(17)・(18) 略]        [3～6 略]</p> <p>中間連結損益計算書 ( 年 月 日から )        年 月 日まで )</p> <p>[略]</p> <p>中間連結損益及び包括利益計算書 ( 年 月 日から )        年 月 日まで )</p> <p>[略]</p> <p>第2 [略]</p>	<p>11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関する事項</p> <p>(6) <u>中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の8、第17条の9及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項</u>        [(17)・(18) 同左]        [3～6 同左]</p> <p>中間連結損益計算書 ( 年 月 日から )        年 月 日まで )</p> <p>[同左]</p> <p>中間連結損益及び包括利益計算書 ( 年 月 日から )        年 月 日まで )</p> <p>[同左]</p> <p>第2 [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記しぬ。</p>	

附 則

この命令は、令和六年四月一日から施行する。